

三労発基0525第12号
令和5年5月25日

四日市コンビナート協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に
関するガイドラインの一部改正について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第18号）が、令和2年1月27日に公布及び告示され、令和3年4月1日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなるとともに、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が策定されました。

今般、作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（令和5年厚生労働省告示第174号）が、令和5年4月17日に告示され、令和5年10月から個人サンプリング法の測定対象物質等が拡大されるため、併せてガイドラインの一部を別添1のとおり改正され、改正後のガイドラインは別添2のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。